

平成 年 月 日

協働 PR 委員会報告書

協働 PR 委員会
委員長 菊地 幸治

寒川町まちづくり推進会議において調査・研究するために設置された協働 PR 委員会で調査・協議した事項について、以下報告するとともに、町が今後、この報告書にある提言内容に沿った取り組みを行うことを期待します。

1. 「協働」を進めるための取り組みについて

(1) 協働 PR チラシの作成

協働 PR 委員会（以下、「当委員会」）では、今後「町民と町が協働するまちづくり」を進めていくためには、町民の皆さんに「協働」についてもっと知って頂くために、「協働」とは何か、何故必要なのかということを知りやすくお伝えする必要があると考えました。

そこで、当委員会では「協働」への理解の第一歩となるよう、「協働 PR チラシ」（以下、「当チラシ」）を作成して町民の皆さまに届け、理解を高めてもらい、知恵や経験、アイデア等の町民一人ひとりの力をまちづくりへ活かし、活動してもらおうことを目指しました。

当チラシの作成にあたり、委員会で協議していく中で、町民目線でできるだけ分かりやすいものにするため、表面でイラストや4コマ漫画の具体例及び表を活用することにより、広告チラシとしての役割を重んじる一方、裏面では協働の必要性や原則、形態などを分かりやすく説明するとともに、寒川町自治基本条例（以下、「条例」という）の基本理念の条文等も掲載し、協働の解説書としての役割も明確に持たせたものであります。

各委員の積極的な協力により、当委員会を計7回、正副委員長と事務局との打合せを計5回行い、当初の予定よりも早く、約8ヶ月で完成しました。

当チラシ作成後の周知方法としては、協働文化推進課発案による平成27年7月号の広報で協働に関する特集「みんなで進めよう協働のまちづくり」を掲載し、より効果的な周知をするため、翌8月号の広報に当チラシを折り込み、全戸配布することといたしました。

さらに、寒川町まちづくり推進会議（以下、「推進会議」）から町長へ直接当チラシの完成報告を行い、その様子がタウンニュースにも掲載され、新聞の折

り込みとして各世帯へ配達されました。

また、今なお役場や地域集会所等の各公共施設に掲示し、町民の皆さまへの周知を図っています。

本来、このようなチラシを推進会議が作成すべき事であったかは議論があるところではありますが、「協働」という言葉を当チラシを通じて町民の皆さまにお届けできたということは間違いなく成果であったと考えます。

今後は当チラシを叩き台として、第2弾、第3弾とより良い形にした当チラシの作成を考えて頂きたいと思います。

なお、当チラシは、推進会議の中で役場職員のマニュアル、いわゆる“協働に関する手引き書”の前段として、町民の皆さんに「協働」について知っていただく第一歩となるようなチラシを作成する必要があるとされたものであります。よって、今後は町職員による上記マニュアルの作成の段階となりますので、早急に対処するよう願います。

※協働 PR チラシは別添をご参照ください。

(2) シニアのキャリア活用の検討

次に、当委員会では第3期推進会議の「熟年パワー社会還元研究部会』で報告された「シニアのキャリア活用」について、組織の新設や見直しの提案は、実質保留となりましたが、委員会として再度検討すべきテーマだと考えました。

日本全体の「少子高齢化」は寒川町についても同じ重要課題であり、そこでの「シニアのキャリア活用」が解決の1つとして考えられます。

シニアのキャリアを活用していくためには、町民全体を対象としたボランティアポイント制度について検討する必要があると考え、先進自治体の例を参考として調査を進めて参りましたが、庁内においてシニアの方を対象とした同制度を検討しているということもあり、混乱を避けるため、調査の継続は行わないものと結論付けました。

また、シニアのキャリア活用のためには、単にボランティアの斡旋についての広報やインターネットなどを通じて一方的に投げかけるばかりでなく、多くのシニア世代の方々と対面し、対話を重ね、お互い信頼し合えるコミュニケーションをとることが必要です。協力する方々の活動団体だけでなく、細かな名簿を作成し、困ったときにはお互い声を掛け合う関係性の構築は欠かせません。シニアパワーが手軽に集まり、話し合いが出来る場所を提供することを考えるべきです。

シニアの皆さんで集まる「シニアカフェ」や「シニア会」といった集会をまず1回開催し、その世代ならではのアイデアを出し合い、積極的に関わる“キッカケ”を提供しながらコミュニケーションを図っていく試みについて、ぜひトライして頂きたいと思います。

第3期の熟年パワー社会還元研究部会による報告書は非常に精練された内容で、後は実践するのみという状態に達していると思われますので、各々の担当部署でタイムスケジュールを設定し、早急に具現化されることを望みます。

2. まとめ

協働は多くの可能性を秘めており、今後の活動には欠かせない手法です。しっかりと町民の皆さんに理解され、広めることこそが何よりも重要です。行政や民間、町民の間にある垣根を取り払い、信頼できる関係を築きあげることなしに、目標に向って共に協力し合い、様々な課題等へ取り組んでいくことは出来ないものと考えます。

以上

協働PR委員会 検討経過

開催日・開催場所	議題・会議概要等
第1回 (仮称) マニュアル作成委員会 平成26年10月22日(水) 町役場東分庁舎2階第3会議室	○副委員長の選出 ○今後の進め方について
第1回 正副委員長打合せ 平成26年12月10日(水) 町役場東分庁舎2階第3会議室	○協働PRチラシについて (表面のたたき台作成)
第2回 協働PR委員会 平成26年12月17日(水) 町役場3階議会第1会議室	○協働PRチラシについて (表面について各委員から意見聴取)
第2回 正副委員長打合せ 平成27年1月13日(火) 町役場3階議会第1会議室	○協働PRチラシについて (表面の内容精査)
第3回 正副委員長打合せ 平成27年2月10日(火) 町役場3階議会第1会議室	○協働PRチラシについて (裏面のたたき台作成)
第3回 協働PR委員会 平成27年3月19日(木) 町役場東分庁舎2階第2会議室	○協働PRチラシについて (表・裏面について各委員から意見聴取)
第4回 正副委員長打合せ 平成27年4月7日(火) 町役場3階議会第1会議室	○協働PRチラシについて (裏面の内容精査)
第4回 協働PR委員会 平成27年6月23日(火) 町役場東分庁舎2階第2会議室	○協働PRチラシについて (最終確認及び周知スケジュールの確認)
第1回 両委員会正副委員長打ち合わせ 平成27年7月9日(木) 町役場2階小会議室	○アンケートの実施方法について ○熟年パワーの取り組みについて
第5回 協働PR委員会 平成27年11月10日(火) 町役場分庁舎1階電算会議室	○熟年パワーの活用について (ボランティアポイント制度の検討)
第6回 協働PR委員会 平成28年2月3日(水) 町役場分庁舎1階電算会議室	○熟年パワーの活用について (ボランティアポイント制度の検討)
第7回 協働PR委員会 平成28年5月16日(月) 町役場東分庁舎2階第2会議室	○報告書作成

協働PR委員会委員等名簿

平成28年6月末現在

	委員	選出区分等	備考
1	菊地 幸治	町民（一般公募）	委員長
2	村崎 修	町民（一般公募）	副委員長
3	島村 盛晶	町民（一般公募）	
4	小川 雅子	町民（一般公募）	
5	大関 博之	町教育委員会	
6	大谷 勝彦	町自治会長	
7	今井 裕樹	町青年会議所の 構成員	
8	大川 壽一	町民（一般公募）	寒川町まちづくり推進 会議会長 ※両委員会へ随時参加
9	清田 昭夫	町商業関係者	寒川町まちづくり推進 会議副会長 ※両委員会へ随時参加
10	芹澤 るみ子	寒川町町民部 協働文化推進課長	事務局
11	宮崎 和代	寒川町町民部 協働文化推進課 協働担当	事務局
12	内藤 安希子	寒川町町民部 協働文化推進課 協働担当	事務局

協働



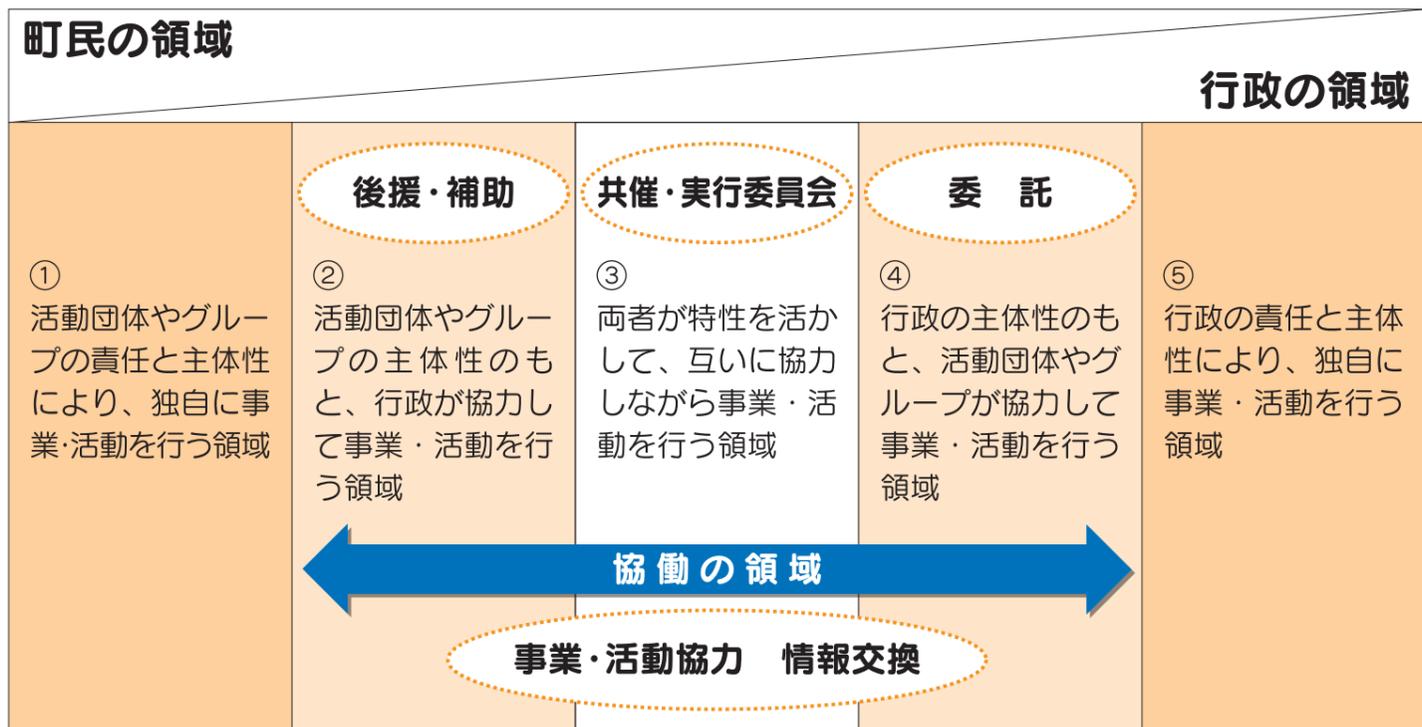
協働とは？

町民の皆さんと町がお互いに理解・補完し合いながら役割を果たし、“対等な立場”で同じ目的に向かって寒川のまちづくりを進めることです。

それぞれの特性を最大限発揮して協力・協調したり、町民の皆さんが持つ自発的（ボランティア）な意識が広く浸透することによって好循環が生まれ、目的を共有して連携することこそが、地域の様々な課題の解決に繋がります。

また、協働とはそれ自体が目的ではなく、あくまでもまちづくりを行っていく上での手法の一つです。よりよいまちづくりが進んでいくよう、みんなで協働の理解から始めてみましょう。

【協働の領域図】※事業・活動を行う場合



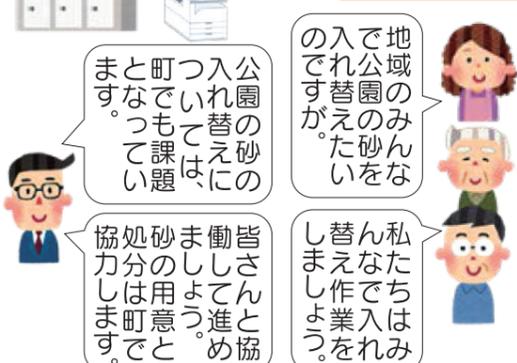
町民主体



協働文化推進課

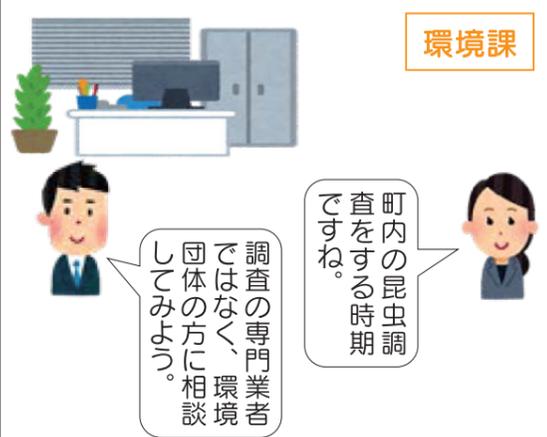


都市計画課

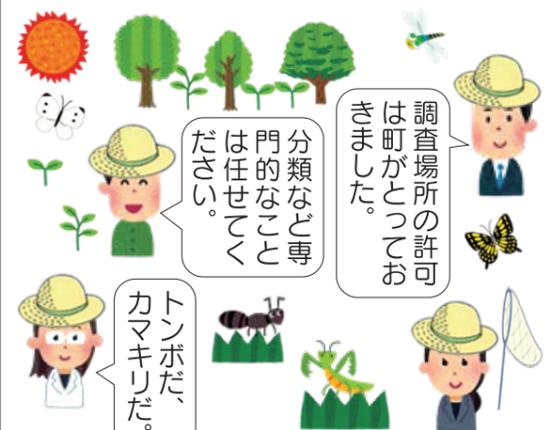
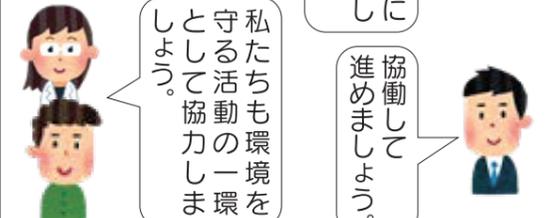


行政主体

環境課



環境団体会員



報告書



協働の必要性とは？

社会的な課題や町民のニーズが多様化してきている現在、財政面での制約や少子高齢化が一層進行していく中、行政に頼りすぎてもそのサービスはいずれ限界を迎え、このままでは満足できるものではなくなります。

また、町民の皆さんの抱える諸問題で、行政に頼らざるを得ない場合や協力を要請したい場合に、行政にその内容をしっかりと伝え、行政の力を必要として解決を図ることが多く生じます。

これからの課題解決には、町民の皆さんと町がお互い一緒になって一生懸命考え、協働していくことが必要になると考えられます。

【寒川町自治基本条例】

寒川町の自治の基本を定める最高規範として「寒川町自治基本条例」が制定されています。その第4条に、自治の基本理念として、町民の皆さんと町との協働が述べられています。
(自治の基本理念)

第4条 町民と町が目指す自治の基本理念は、「町民と町が協働するまちづくり」とし、町民と町がそれぞれの責任を果たしながら、相互に補完し、協力し合ってまちづくりを進めるものとします。

地域の課題解決



対象となるパートナー

？ 協働のパートナーとは

- 町内に住む人、働く人、学ぶ人
- 町内で活動する企業、民間非営利団体、活動団体、地域グループ、その他



ステップ3: 協働のかたち

取り組みの形態には様々なパターンがあり、パートナーと町の関わり方の“ウエイト”を各事業・活動ごとに考える必要があります。その協働パターンは大まかに次のようになります。

形態	概要	参考事例
後援	パートナーの実施する事業・活動の公益性を町が認め、後援名義の使用許可を行い、支援する。	・寒川写真コンクール ・寒川みんなの花火
補助	パートナーが実施する公益性の高い事業・活動に対して、町が財政的な支援をする。	・寒川町自主防災組織防災資機材購入等補助金 ・寒川町祭ばやし保存会連合会補助金
共催	パートナーと町が共に主催者となって事業・活動を実施する。	・平和フェスティバル ・目久尻川小出川美化キャンペーン
実行委員会	パートナーと町が実行委員会や協議会を構成し、その会が事業・活動を実施する。	・寒川町成人式 ・寒川町産業まつり
委託	町が責任を持って担うべき事業・活動を、パートナーの特性を活かしてより効果的に実施するため、町がパートナーに委託する。	・寒川町文化祭 ・さむかわスポーツデイ
事業・活動協力	パートナーと町がお互いの特性を活かし、それぞれ役割分担して、一定期間、継続的な関係により事業・活動協力する。	・寒川ちよい呑みフェスティバル ・小出川彼岸花まつり
情報交換	パートナーと町が、それぞれ持つ情報を交換し合い、活用する。	・まちづくり懇談会特別企画

ステップ1: 最初的一步

協働して物事を進めようとしても、「こんなこと相談できるのかな…」「頼みづらいな…」というように、**最初的一步がなかなか踏み出せない**ものです。また、「そんなこと、町がやればいいんだ」「町はそんなこと、協力できませんよ」といった考えを前提にしてしまっは、成すべきこともできません。

お互いが“**ウエルカム**”の姿勢で協力し合えば、敷居も低くなり「町が相談に乗ってくれる」「あの団体なら気軽に相談できる」というように、おのずと良い方向に向かいます。そのためには、**町も積極的に体質改善**するとともに、**町民の皆さんも意識**を変えなければなりません。信頼関係を築き、町民の皆さんと町が一緒になって**楽しく課題に取り組む姿勢**こそが重要になってきます。

ステップ2: 協働に大事な5つのこと

町民の皆さんと町による協働を円滑に進めていくには、協働の主体の双方が、基本的な原則を理解することが重要です。

①対等・自主性

それぞれの役割分担に応じ、**上下関係のない**パートナーとして楽しく**自主的に取り組みます**。

②目的共有

協働により達成しようとする目的を明確にし、**双方で共有**するとともに、各段階で再確認しながら楽しく進めます。

③相互理解・補完

対話や情報交換を通じて**相互理解に努め**、信頼関係を築き、長所・短所を相互に補い合うという優しい意識・姿勢が必要です。

④責任の明確化

役割分担と責任の所在を**明確に**し、活動・事業の成果について共有することが必要です。

⑤情報の公開

協働に参加する機会は、町民に開かれています。**経過や成果について公開**し、皆さんの理解を得るように努めます。

「協働ってなに？」と思われる方、協働は意外と身近にあるものなのです。これからのまちづくりには、町民の皆さんと町がパートナーとなり協働を進めていく必要があります。そのためには知恵やアイデア等、「町民一人ひとりの力」が必要不可欠となってきます。このちらしを手にとったあなたの力をはじめ、一人ひとりの力をまちづくりに活かし、地域課題の解決へと繋げ、寒川をよりよい町にしていきましょう。

【作成者】

寒川町まちづくり推進会議
寒川町町民部協働文化推進課
0467-74-1111
(内線221・222)